

児童福祉法第46条及び子ども・子育て支援法第38条に基づき令和6年3月1日、5日、7日、13日に実施した特別監査の結果、高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の遵守を遵守していないことが認められたので、児童福祉法第46条及び子ども・子育て支援法第39条に基づき、令和6年3月27日付で、下記のとおり勧告しました。

記

1 勧告の対象

- (1) 法人名 社会福祉法人つくし会
- (2) 代表者 理事長 設楽岩男
- (3) 所在地 高崎市上小埜町1088番地2

2 施設名

六郷保育園

3 勧告理由

児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、児童福祉法第33条の10に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないところ、同じクラスその他の児童が保育室外で活動する時間になり他の児童が移動した際、懲罰的に一部の児童を保育室に残して孤立化させる保育をした行為等の虐待行為が認められた。

4 勧告事項

- (1) 法人としての責任を明確にし、虐待防止・撲滅のため厳正な措置を講ずること
- (2) 施設長（園長）の責任を明確にし、運営体制等を見直す措置を講ずること
- (3) 保護者への説明責任を果たし、保護者への信頼回復を図るための措置を講ずること

5 今後の対応

- (1) 改善及び勧告事項改善報告書の提出期限は、令和6年4月26日（金）。当該法人は、勧告事項改善報告書に、この勧告に係る改善結果を市に報告し、その状況を客観的に確認できる資料を添付して提出することとなる。市は、提出される勧告事項改善報告書を書面で確認するとともに、現地で実施状況を確認する。
- (2) この勧告に係る期限までに勧告に従わなかったときは、子ども・子育て支援法第39条第3項に基づき、その旨を公表することがある。また、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、同条第4項に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがある。その命令をした場合は、同条第5項に基づき、その旨を公示することとなる。

担当：高崎市福祉部指導監査課
 電話：027-321-1354（直通）
 担当：高崎市福祉部保育課
 電話：027-321-1246（直通）